建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

令和3年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の 責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(建設アスベスト給付金法)が成立、令和4年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償 のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、令和4年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、令和5年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

これらの規制強化に伴い、違法行為に対する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

ついては、国においては、下記の対策を求める。

記

- 1. アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2. 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3. アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4.「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 5. アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施 状況調査を強化すること。
- 6. 大気汚染防止法等アスベスト関連法の改正に伴い、監視体制及び適正処理等の指導 体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 内閣官房長官

提出日:令和6年7月1日

提出者:八幡市議会議員 鷹野雅生

賛成者:八幡市議会議員 山田芳彦 太田克彦 福田佐世子 南本 晃

叶 善之 山本邦夫

議決結果:令和6年7月1日原案可決